

高度IT人材資格制度の 検討結果について

2009年1月27日

情報処理学会高度IT人材資格検討WG座長
旭 寛治

ITプロフェッショナル委員会

■ 目的

- 情報処理技術者のプロフェッションの確立を通じてその社会的地位の向上を図る
- わが国において情報処理技術が魅力ある分野として認識されるようにする

■ 背景

- わが国の情報処理技術者の現状は満足できるものではない
- ミッションクリティカルな情報システムの開発を担当する技術者の質の確保が困難
- 医師や弁護士のような資格の検討が必要

ITプロフェッショナル委員会

■ 活動内容

- 産学官との連携を含めた諸施策の検討
- パブリックコメントの提出
- シンポジウムの開催

高度IT人材資格検討WG

■ 経緯

- 昨年4月、ITプロフェッショナル委員会の下に設置
- これまでに8回の会合
- 高度IT人材資格のあり方について検討

高度IT人材資格検討WG

■ メンバー（敬称略）

● 情報処理学会

旭 寛治（座長、日立テクニカルコミュニケーションズ）、
玉置 政一（NTTデータ）、芝田 晃（三菱電機）、
笥 捷彦（早稲田大学）、掛下 哲郎（佐賀大学）、
湖東 俊彦（情報処理学会）

● IPA

松田 晃一（SEC）、田中 久也（IT人材育成本部）、
丹羽 雅春（ITスキル標準センター）、武井 幸三（同左）、
向山 博（情報処理技術者試験センター）、他

● 経済産業省情報処理振興課

オブザーバとして参加

海外の動き

- 英BCS、加CIPS、豪ACSなどの学会が各国内で高度IT人材の資格制度を実施
- IFIPがIP3を設置、各国の高度IT人材資格制度の認定開始
 - IFIP: International Federation for Information Processing
 - IP3: International Professional Practice Partnership
 - IP3メンバー: 英BCS、加CIPS、豪ACS、南アCSSA、米IEEE/CS

IP3

- 各国の資格制度に一定の要件を課すことにより、国際同等性を確保
- IFIPが各国のメンバー学会を資格認証機関として認定
- その機関が個々の技術者の資格を認証
- 豪ACSはIP3の認定を取得済み。加CIPSは現在のところ仮認定

【用語】

認定 (accreditation)	➡	機関が対象
認証 (certification)	➡	個人が対象

IP3

- 資格の名称: IITP (International IT Professional)
- 資格の水準: SFIAのレベル5
(ITSSのレベル4に相当)

SFIA : Skills Framework for the Information Age
英のスキル標準

- 認証は一定期間ごとの更新制(再認証)が条件
- ISO/IEC 17024(適合性評価-要員の認証を実施する機関に対する一般的要求事項)や
ISO/IEC 24773(ソフトウェア技術者認証)と整合性あり

高度IT人材資格制度（案）

■ 基本方針

- 国際的に通用する資格とする
➡ IP3の認定が取得できるように制度設計
- ITSSに準拠した認証制度とする
- 各企業が行っている社内の資格制度の中で活用できるようなものにする

高度IT人材資格制度（案）

■ 制度概要

- ITSSLレベル4の認証 → IP3に準拠した制度とする
- ITSSLレベル5～7の認証 → IP3との整合性を保ちつつ先行して制度を確立する

将来IP3への逆提案も視野に入れる

高度IT人材資格制度（案）

■ ITSSLレベル4の認証

- 資格申請:

情報処理技術者試験（高度試験）の合格が条件

➡ これにより知識の充足性を確保

- 資格審査:

履歴書、自己評価書、所属企業の推薦書等の書類審査

➡ これにより業務経験のレベルを評価

- 資格更新: 資格の有効期間は 3～5年

➡ CPD制度を設け、所定のCPDポイントを取得した者に対して、資格を更新(再認証)する

CPD: Continuing Professional Development 継続研鑽

高度IT人材資格制度（案）

■ ITSSLレベル5～7の認証

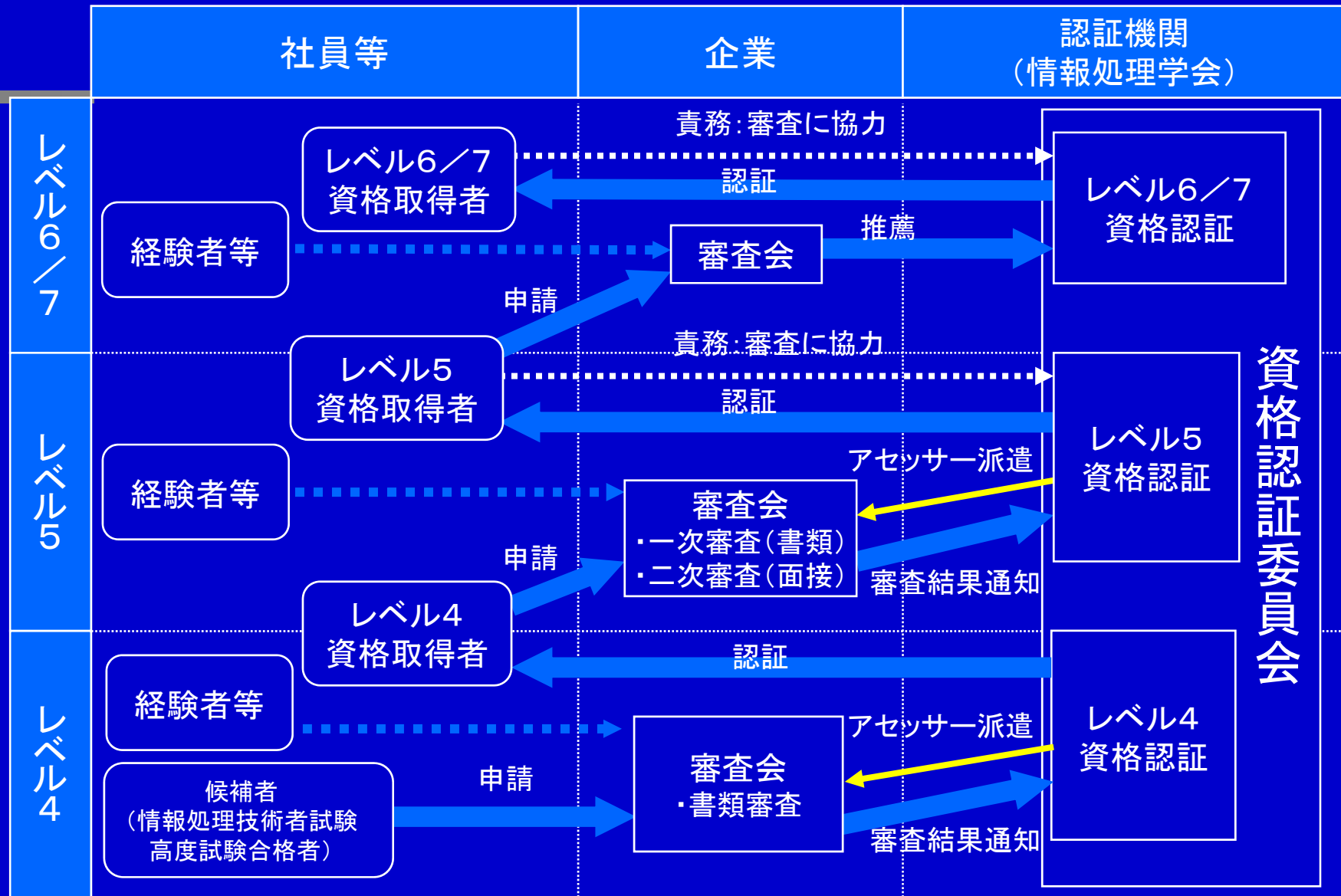
- 資格申請：
下位レベルの資格を取得済みであることが条件
- 資格審査：
 - 一次審査 --- 履歴書、自己評価書、所属企業の推薦書等の書類審査
 - 二次審査 --- 面接
- 資格更新： ITSSLレベル4と同様

高度IT人材資格制度（案）

■ 資格審査の方法

- 情報処理学会に資格認証委員会を置く
- 資格認証委員会により認定されたアセッサーが審査会に派遣され、審査を行う
- 各企業は審査会の場所の提供及び候補者取りまとめ等の事務処理を分担する
- 中小の企業等で、審査会場の確保や事務処理の分担が難しい場合は、情報処理学会の資格認証委員会が直接審査を実施する

高度IT人材資格制度(案)のイメージ



高度IT人材資格制度（案）

■ 対象職種

- 当面、テクニカルスペシャリストが対象
- 他のコミュニティと重なりが少ないところからスタート

共通キャリアスキルフレームワークの人材像	ITSSの職種
ストラテジスト	マーケティング セールス コンサルタント
システムアーキテクト	ITアーキテクト
プロジェクトマネージャ	プロジェクトマネジメント
テクニカルスペシャリスト	ITスペシャリスト アプリケーションスペシャリスト ソフトウェア開発
サービスマネージャ	カスタマサービス ITサービスマネジメント

高度IT人材資格制度（案）

■ 資格申請条件の多様化

- 本制度案では、レベル4資格の場合、情報処理技術者試験（高度試験）の合格を条件としているが、加CIPSなどでは、多様な経路を設定している

<加CIPSのRoute>

Established Academic Route

IT Industry Leader Route

Established IT Professionals Route

Exam Route

Professional Experience Only Route

Upgrade from Candidate Membership to I.S.P.

高度IT人材資格制度（案）

■ 多様化に対する方針

- レベル4資格の場合、情報処理技術者試験（高度試験）合格を条件とするのが原則
- 専門分野に対応する高度試験がない職種、制度実施初期段階等で、例外的に他のルートを検討

資格制度に関する議論

■ メリット/ニーズ

- 情報処理技術者の質の向上
- 情報処理技術者の社会的地位の向上
- ベンダーを選定する際の参考
- 情報システムの品質の確保

■ デメリット/問題点

- 規制緩和の流れに逆行

検討課題

- 資格制度の位置付け
- インセンティブ
- 制度の運営(体制、コスト)
- 制度の詳細設計
- IP3認定取得
 - コアとなる知識体系
 - SFIAとの整合
 - 更新、CPD
 - 倫理綱領と行動規範(制定、監視)
 - クレーム制度、懲戒審査

ご清聴ありがとうございました